

令和2年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="231 604 1222 697">地質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="546 1444 908 1516">令和2年8月</p> <p data-bbox="546 1625 908 1696">富山県土木部</p>	<p data-bbox="1489 604 2481 697">地質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1804 1444 2166 1516">令和元年8月</p> <p data-bbox="1804 1625 2166 1696">富山県土木部</p>	

地質調査業務共通仕様書 新旧対照表

令和2年度改正	現 行	備 考
<p>第127条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p>第128条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第134条 安全等の確保</p> <p>(中略)</p> <p>8 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う調査業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第127条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p>第128条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責めに帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第134条 安全等の確保</p> <p>(中略)</p> <p>8 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う調査業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	

地質調査業務共通仕様書 新旧対照表

令和2年度改正	現 行	備 考
<p>第3節 機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験</p> <p>第407条 目的 機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p> <p>第408条 試験等 1 試験方法及び器具は、JIS A 1220 (機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験方法)によるものとする。 2 先端抵抗測定中および外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定するものとする。 3 試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は、調査職員と協議するものとする。</p> <p>第409条 成果品 成果品は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置案内図、調査位置平面図 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A 1220 (機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験方法)に準拠して整理するものとする。</p> <p>第1節 孔内水平載荷試験(プレッシャーメータ試験)</p> <p>第501条 目的 孔内水平載荷試験(プレッシャーメータ試験)は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p> <p>第502条 試験等 1 試験方法及び器具はJGS1421(孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】)によるものとする。 2 試験に際しては、目的や地質条件を考慮して適切な箇所を選定するものとする。 3 測定 孔内水平載荷試験(プレッシャーメータ試験)は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。</p>	<p>第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験</p> <p>第407条 目的 オランダ式二重管コーン貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p> <p>第408条 試験等 1 試験方法及び器具は、JIS A 1220 (オランダ式二重管コーン貫入試験方法)によるものとする。 2 先端抵抗測定中および外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定するものとする。 3 試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は、調査職員と協議するものとする。</p> <p>第409条 成果品 成果品は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置案内図、調査位置平面図 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A 1220 (オランダ式二重管コーン貫入試験方法)に準拠して整理するものとする。</p> <p>第1節 孔内水平載荷試験</p> <p>第501条 目的 孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p> <p>第502条 試験等 1 試験方法及び器具はJGS1421(孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】)によるものとする。 2 試験に際しては、目的や地質条件を考慮して適切な箇所を選定するものとする。 3 測定 孔内水平載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。</p>	